

令和8年度 貞享義民記念館 公募企画展示
審査基準

令和7年11月18日

1 審査の目的

本公募企画展示の審査は、公平で透明性のある方法で行い、展示及び関連する企画（以下「展示等」とする。）の内容が適切であることを確認することを目的とする。

2 審査の基本方針

審査は、次の原則に基づき、公正かつ客観的に実施する。

- 平等性：全ての応募者に対して公平に審査を行う。
- 透明性：審査基準および審査結果は公開され、審査過程が明確に説明できる。
- 独立性：他の申込者や作品に対して偏見なく審査を行う。

3 審査基準

- (1) 書類審査（形式審査） 応募者と申請内容が申請要件に適しているか。
- (2) 書類審査（内容審査） 次の項目のいずれかにあてはまるものであるか。
 - 貞享義民に関わる調査研究の成果を発表する展示
 - 郷土の歴史、考古、民俗及び自然等について研究した成果を発表する展示
 - 人権教育に関する展示
 - 教育の向上に資する内容の展示
 - 創作活動の成果を発表する展示

4 審査方法

申込書の記載内容に基づき、書類審査（形式審査と内容審査）を行う。審査は非公開で行い、審査に関する個別の問い合わせには対応しない。

また、二次募集を実施する場合も審査を行う。

5 審査結果の通知と異議申し立て

- (1) 当初募集の審査結果は、応募者全員に書面にて令和8年3月初旬に通知する。
- (2) 二次募集の審査結果は、審査後速やかに応募者に書面にて通知する。
- (3) 応募者は、審査結果に異議を申し立てることができる。ただし、異議申し立ては審査基準に従ったものに限り、理由が正当でない場合は受け付けない。

6 審査員

審査員は、貞享義民記念館長が複数名を指定する。

7 その他の注意事項

- (1) 展示等が他者の著作権等を侵害していることが判明した場合、審査後であっても展示等の実施を取り消す場合がある。
- (2) 審査結果については、理由を開示しないものとし、結果に関するクレームには応じない。